

防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況等への意見質問等のまとめ

前文	<p>瀬戸内海と「母なる川」佐波川、大平山や県下最大の防府平野など、豊かな自然に恵まれたこの地は、古くは周防の国府が置かれるとともに、良港を擁し、交通の要衝でもありました。また、あまたの人材を輩出し、歴史の上でもしばしば重要な舞台として登場します。このように、多彩な文化が生まれ育ち、製塩をはじめ我が国の経済発展の一翼を担った産業を育んできたまち、それが私たちの暮らす防府市です。今を生きる私たち防府市民は、先達から受け継いだ「すばらしい防府」を誇りとし、守り、育て、次の世代に引き継いでいく使命があります。</p> <p>そのためには、市民等が、自らの責任において参画するとともに、市民等、市議会そして行政が、英知を結集し、協働してまちづくりに取り組む必要があります。</p> <p>ここに、市民等、市議会そして行政の役割と責務を明確にし、自治の基本的なルールを明らかにするため、この条例を制定します。</p>				
章	見出し	条 項	条文	意見・質問等	左記に対する説明・回答
第1章	総則				
	目的	第1条	この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにし、市民等、市議会及び市長等の役割と責務を明確にするとともに、市政に関する基本的な事項を定めることにより、自治の確立を図ることを目的とします。		
	位置付け	第2条	この条例は、本市における自治の最高規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとします。		
	定義	第3条	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 一 市民 市内に住所を有する人をいいます。 二 市民等 市民、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。 三 市長等 市長その他の執行機関をいいます。 四 参画 政策の形成、実施及び評価の各過程に自主的にかかわることをいいます。 五 協働 市民等、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を自覚するとともに、互いを尊重し、協力して取り組むことをいいます。		
第2章	自治の基本理念及び基本原則	第4条	本市における自治の基本理念は、次に掲げるとおりとします。 一 自治の主体は市民であり、市議会及び市長等は、基本的人権の尊重の下に、市民の信託にこたえ、自治を推進するものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うものとします。 三 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的に市政運営を行うものとします。		
		第5条	本市における自治の基本原則は、次に掲げるとおりとします。 一 市政は、二代表制の下、参画と協働を図りながら行われるものとします。 二 市民等、市議会及び市長等は、市政に関する情報を共有するものとします。		
第3章	市民及び市民等	第6条	市民の権利及び市民等の権利は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定又は改廃等の直接請求を行う権利その他の権利を有します。 二 市民等は、市政に関する情報を知る権利及び参画する権利を有するものとします。 三 市民等は、適正な行政サービスを受ける権利を有するものとします。	市民等の権利には大事なことが書いてあるが、当たり前になっていることばかりなので、審議会の公募にも関心を持たず、人も来ないと思う。無作為抽出で呼び出すような方法をとらないと市民は関心を持たないと思った。	
				条例制定後で変わったことは、市政に関する情報を知る権利について、指定管理者として地域協働支援センターの管理、運営などの情報を知らせる義務が発生したこと。情報を知らせることはいいことだが、それにかかる事務量や人の数、労力を考えると適切なのか疑問に感じる時がある。小さいときや若いときから市政に興味を持ってもらえるような仕組みがあったらいいと思う。	
				単身赴任の人で住民票を移していない場合や自治会に入っていない人に市広報の配布はしているか。	配布の対象は防府市民。住民登録のない人には配られていないと思う。自治会で独自の判断をされているところもあるようだ。

				自治会によって違う気がする。「防府市自治基本条例」によると、住んでいるか、働いているか、活動していれば市民等だが、防府市の情報を市広報では得ていない。自衛隊の学生は住民票を移しているか。	自衛隊の方はきちんと住民票を移しておられる。
市民等の責務	第7条	市民の責務及び市民等の責務は、次に掲げるとおりとします。 一 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、参画するよう努めるものとします。 二 市民等は、参画し、協働するときは、自らの発言と行動に責任をもつものとします。 三 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとします。	地域の問題点に関する意見のピックアップがスムーズに行われる防府市になったらいい。市民の目で防府市の不具合を集め、不便な点を市に提案し、直してもらい、又は直せない理由をもらうなどのシステムが回転していくといい。市民の責務でもあり、自分の地域を気にかけるようになると思う。		
			県では定期的に無作為でアンケート調査をしており、回収率も年代別でばらつきも少なかった。出て行き調査をするのは難しいが、市が意見を求めていることを市民に気付いてもらうように、アンケートや審議会を市広報に掲載することなども手法だと思う。		
			市民等の権利と義務は背中合わせだと思う。住民登録をしていないと法律上は住民ではないので、市民としての義務を果たしていないと思う。市民に行政の中身を知らせ理解してもらうために、宣伝マンとして職員が動き、どう壁を打ち破るか。市民に権利の中で動いてもらい、義務を果たしてもらう自主性をどう引き出すかだと思う。集合住宅などについても自治会からの働きかけによって、周辺住民との格差を少なくしながら、自治会の活動がどこまで進化していくかだと思う。		
			自治会が大事になってくると思う。情報提供は、フェイスブックやホームページなどによる新しい手法と市広報や自治会の回覧板など紙面による従来の手法を両輪にして、分かりやすく情報を出していく時代だと思う。		
			自治会の活用は賛成で、回覧板に併せてアンケートを実施すると回収率は高いと思う。回答を集め結果をフィードバックすると参画しているという住民の意識が出て次にもつながると思う。		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
第4章	市議会の役割と責務	第8条	1	市議会は、選挙によって選ばれた議員によって構成される意思決定機関であるとともに、市民の信託にこたえるため、行政運営を監視し、けん制する機能を果たさなければなりません。			
			2	市議会は、議会の活性化に努めるとともに、政策提言及び政策立案の機能の強化を図るため、調査活動、立法活動等を積極的に行わなければなりません。	政策討論会の実施 (H23 2回、H24 1回)		
					議会モニター制度の実施 (H23～)		
			3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	インターネット中継の開始 (H23～)	視聴状況や反響は分かるか。	当初は200～300件のアクセスがあった。録画したものを視聴される方もいる。
						ケーブルでは放送しているか。	放送枠等の問題があり放送していない。
						録画したものはいつでも見られるようになっているか。	市のホームページの防府市議会のページに掲載している。
					議案に対する賛否を議員別に公表 (H23～)	賛否の公開は、何に記載されているのか。	議会広報誌(議会だより)のほか市のホームページの防府市議会のページに掲載されている。議案ごとに議員の賛否の一覧等を掲載している。
					議会報告会の開催 (H23～)	報告会は何回開催されているのか。	年1回、全地区で開催している。平成25年度は5月に開催予定。
						参加者数ほどのくらいか。	1地区20～30人くらい。主に自治会長、社協の役員の方等が中心。
						議員の方は分担して参加されているのか。	4班に分かれ行われている。
						参加された議員の方の反応は。	参加された市民は議会の報告も聞かれたが、要望をたくさんされていた。
						要望等をまとめたものは出ているか。	議会広報誌(議会だより)で出されている。
					4	市議会は、市民等に対し議会の役割と責務を明確にするため、自らの基本とする条例を制定します。	防府市議会基本条例の制定 (平成23年4月1日施行) 策定においてはパブリックコメント実施 H22(29人、127件)
				防府市議会基本条例の一部改正 (平成24年4月1日施行) 「議案への賛否態度の公表」 「議会報告会の年1回以上の開催」 を明文化			
				議会報告会実施要綱の改正			
				防府市議会基本条例の検証(H25予定)			
	市議会議員の責務	第9条		市議会議員は、市民の信託に対する自らの責任を果たすため、誠実に職務を遂行しなければなりません。			
第5章	執行機関	第10条	1	市長は、市の代表者として、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければなりません。			
			2	市長は、市の職員の能力向上を図らなければなりません。	各種職員研修の実施		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
					一般研修 11種 (階層別研修:新採用、中堅職員、 所属長課程外)	昔は千葉の研修センターや自治大学等で10日～1ヶ月くらい の研修があったが今もあるのか。	今も実施しており、毎年4～5人程度研修に行っている。
					専門・特別研修 8種 (接遇、会計事務等実務者課程外)		
					派遣研修 6種 (山口県人づくり財団、民間企業派遣、 国県への派遣外)	民間企業派遣の派遣先はどういうところか。	平成20年度からブリヂストン、協和発酵、丸久、イズミなどの スーパーから始め、去年からはアパホテル、福祉施設(今年は 2箇所)に行っている。4～9年目の主任・主任主事級の若手職 員が必ず一度は行くことになっている。例年は十数人だが、だ んだん増えて今年は候補者27人のうち、企業側との日程調整 の結果18人が行く予定。研修期間も1ヶ月だけだったが、今は 1ヶ月と2週間の2種類がある。
						民間企業派遣は必ず全員が行くのか。	市役所入所時に社会人枠採用や民間に1年以上経験がある 人を除いて全員。
						市職員の自己啓発や研修など頑張っていることを市民は知ら ない。もっとオープンに職務以外で頑張っている顔や姿を外へ 出した方がいい。出して見える化した方が透明感があり理解さ れる。	
						学習とは学び習うこと。学ぶことは自分でできる。研修で教えて くれる人がいないから学べないではなく、どこで線を引くかが難 しい。出張や研修は費用がかかるので、社内に図書館のような 役立つ本をそろえ、各自で自由に読み、学習をするレベルアッ プの形もある。経験上、低コストだがこちらの方が身につけ、レ ベルアップにつながる。	
						競争が大事。業務に役立つ本を揃えて貸し出すことは、誰がど ういう本を読んでいるのか、勉強をしている人がどのような勉強 をしているのか、その内容が分かり小さな競争を生む。小さな 競争をたくさんすることで、大きな競争につながる。これは仕事 の中でも競争意識が高まるので有効手段だと思う。	
						「市長は、～図らなければならない」というのは言わないとやら ないのかという印象を受ける。自己啓発で自らスキルアップす ること、会社側が研修を行うことも当たり前。時代でノウハウの 吸収度が違い、自分で高めようとしないとスキルは高まらないの で、研修を受けた件数だけでは意味がない。	
						過去に市民、NPO団体、市職員と一緒に研修する機会が あった。時期によっては忙しくてテーマの対象となる職員が来 れないケースもあったが、忙しい中でも時間がある職員は来て くれた。市職員が、市民やNPO団体と一緒に研修を受ける機 会があったらいい。	今は機会があまりない。考えていかないといけない。
						市職員が自分の持っている力で問題解決や提案、調整とリー ダーシップや役割を担ってもらった意味でのレベルアップのため いろいろなどところとの横のネットワーク作りが課題。年齢層に応 じて、いろいろな人の中で自分がどう課題を解決していくか。与 えられた知識を学ぶではなく、今市の抱えている課題のテーマ に従って、各課の職員と民間を入れたワークショップを行い、勉 強する機会を作っていくと能力が高まっていくと思うので、機会 を作るといい。まちづくり等やっていて、行政は提案を受けても 後で検討なので、その場でどう改善していくかお互い知恵を出 し合うと解決策につながる。調整力を高める意味でも幅広く研 修の機会を捉えてもらいたい。	

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
						市役所を会社に例えると、市のいろいろなもの(観光地・会社・祭り等)は商品なので、市職員が市のことに興味を持ち、祭りに参加したり観光地の説明ができるよう、市を知ってもらう勉強をしていただきたい。	
						県域の複数のNPOに市役所の人結構いるが、結局、人によると思う。自己啓発をしたくなるという意欲を持たせる働きかけが大事。いろいろなところとつながると、いい仕事ができるということを知り、意欲を持たせることも大事。職員の人数が減り、職務の負担も増え自己啓発をする時間が難しいがバランスだと思う。	
						人が減るのはどこの会社でも一緒に、一人ひとりのスキルをあげていかないと状況に太刀打ちできないので、民間では身銭を切って研修してぎりぎり支えている。民間研修でそういう背景も吸収してもらえたらうれしい。防府市をアピールできる観光や産物のエキスパートを育てる研修があったら、魅力的なメンバーが揃っていい。	
						条文ができた結果、研修を始めることになったのか。条例ができてよかったこと、悪かったことや条例により取組みがされ、市政に役立つようになった等、取組み方をチェックできたらいい。今までやってきたことが、条例の中で体系化されたということはあると思う。	
						毎年200人近くの市や町の職員研修をしているが、若い職員は広い視野を持っていないと感じる。税収が減り、職員一人ひとりの能力に高い質を求められている時代なので、能力の質を向上させる研修を民間と一緒にする仕組みをこの条例を機会に作ってほしい。講座を公開型にし、市民と市職員と一緒に受け、グループに分けたワークショップでまちづくりの課題について話し合えないと一人ひとりの能力を高めていけないので、この条例を機会に仕組みを作っていただきたい。OJTで自治体職員として能力を磨いていくしかないので、研修事業についても検討し、条例に基づいて新しい仕組みができたこと市民にアピールできるようなものができたらいい。	
						新入職員へのOJTはあるか。	新入職員の入った全所属長及び係長に対し、部下の指導に関するテキストを配布している。
						最初に新入職員が集まってする研修はあるか。	入所直後に3日間の研修を実施しており、その後、1年目の春と秋に3日間の研修を実施している。今年度から夏に1日研修を追加する予定である。今の市長から国への派遣や民間派遣研修、勤務時間後に各課の職員が講師となり業務を教える暮れ六つトライアングルセミナーという研修も行っている。今後もいろいろな形で意識改革をやっていき、新たな視野を広げるためにNPO団体や民間の会社との研修も必要と思う。
						職員研修に対する評価はされているか。	していない。
	執行機関の役割と責務	第11条		市長を除く執行機関は、その権限に属する事務を自らの判断と責任において、公正かつ誠実に執行しなければなりません。			
	市の職員の責務	第12条	1	市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を執行しなければなりません。			

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
			2	市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	自己啓発研修支援の実施 5種 (先進地視察、通信教育、自主研究外)	<p>自主研究に対しては昔は互助会から補助金を出していたが今もあるのか。</p> <p>年数が経つと同じテーマで研究をしても、結果が変わってくるものが多いと思う。</p> <p>通信教育や自主研究はどのような内容か。</p> <p>どのくらいの割合の職員が受けるのか。</p> <p>市の職員数は何人か。</p> <p>ここで出た意見を管理職や主任の研修の中でディスカッションをすると、意識が変わり次のステップに活かされると思うので、管理職の方にも知ってもらいたい。</p> <p>能力の向上に努めている職員に対して、人事評価に反映しているか。</p>	<p>現在も同様な補助制度はあるが、同じ研究はできないので数は減ってきている。</p> <p>新たな取り組みを出してほしいという思いから同じテーマではできないこととしている。</p> <p>通信教育専門の会社から冊子をとりよせ、職員課が選んだ講座の中から希望者が講座を選び受講する。接遇、ビジネスマナー、行政実務等、いろいろな講座がある。</p> <p>通信教育の受講者は少ない。</p> <p>一般職で約650人(保育士、保健師含む)</p> <p>人事考課制度実施しており、毎年目標を設定し、業務、能力、意識姿勢で評価するが、その中の意識姿勢において考課項目がある。</p>
第6章	総合計画	第13条	1	市政の運営の指針となる基本構想とこれを実現するための基本計画(以下「総合計画」といいます。)は、この条例の趣旨に沿ったものでなければなりません。	第四次防府市総合計画 「防府まちづくりプラン2020」 計画期間 2011-2020		
			2	総合計画は、市民等の参画の下にその案を策定するものとします。	<p>市民アンケート実施 (平成21年1月 対象5,000人 有効回答2,479人)</p> <p>高校生アンケート実施 (平成21年6月 対象663人 有効回答663人)</p> <p>「防府市まちづくり委員会」の設置 (公募委員の数 第3次 4人 → 第4次 10人)</p> <p>基本構想(案)、基本計画(案)に係るパブリックコメント実施</p>	<p>条例策定まではアンケートなどを実施しているが、時代の流れにより見直す必要のある項目が出てきたなど負の部分を出し、推進段階で進捗状況や過程を市民に知らせる方策をとると条例がもっと生きてくる。策定後の動きを開示していく方法を考えてほしい。</p>	<p>できていない部分の検証については、市のホームページにて行政評価を公表しているの、確認をお願いします。</p>
			3	市長等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な行政運営に努めなければなりません。	行政評価の実施により各事業の進捗状況を把握し、計画的な事業の実施に努めている	評価には行政だけでなく第三者委員会など一般の人を入れられないか。	将来的にはそういう方法も検討していきたい。
			4	市長等は、各政策分野における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性を図るものとします。	個別計画を策定する主管課において総合計画との整合性を図っている	<p>人口が減っていくのに市が今作っている道路は、必要なのか。総合計画との整合性は確認等とれているか。</p> <p>必要などが優先される、論理に基づいた優先順位を論議される場を作ってほしい。</p>	<p>道路計画どおりに進めることは難しく必要などところから作っている。都市計画道路に関しては見直しを行っている。これからは橋や建物などの維持管理の方へ(インフラ整備)大きく見直しをせざるを得なくなっている。</p>
第7章	市長等の組織	第14条		市長等は、その組織が市民等にわかりやすく、効率的かつ機能的なものとなるよう、また、社会経済情勢の変化に的確に対応するよう、常に見直しに努めなければなりません。	組織機構の一部見直しを実施(消費生活センターの設置、上下水道の統合、高齢福祉課・障害福祉課等)		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
	情報の提供及び公開	第15条	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	広報紙、市ホームページ、パンフレット等の全戸配布、説明会の実施等 提言の公表 (H22 43件、H23 50件、H24 41件) 陳情・要望の公表 (H22 15件、H23 18件、H24 6件) 市民の声の公表に関する取扱要領 (平成20年4月1日施行)		
			2	市長等は、市民等の知る権利を保障するため、その保有する情報について、情報公開制度を設けます。	情報公開請求の公開可否等の決定 (H22 74件、H23 56件、H24 89件)		
			3	情報公開について必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市情報公開条例 (平成11年1月1日施行)		
	個人情報の保護	第16条	1	市長等は、個人の権利や利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報の保護を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障しなければなりません。	個人情報開示請求の開示・不開示等の決定(H22 2件、H23 5件、H24 32件) 簡易開示請求件数 (H22 36件、H23 37件、H24 34件) 防府市個人情報保護条例第17条の規定により実施(採用試験の成績) 訂正等の請求 0件		
			2	個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定めま	防府市個人情報保護条例 (平成16年4月1日施行)		
	説明責任と 応答責任	第17条	1	市長等は、政策の形成、実施及び評価の各過程において、その経過、内容等を市民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければなりません。	パブリックコメント、出前講座、行政評価等の実施や公表		
			2	市長等は、行政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。	わたしの提言箱回答 (H22 20件、H23 15件、H24 25件)		
					市長への提言箱回答 (H22 25件、H23 36件、H24 26件) 陳情要望回答 (H22 17件、H23 18件、H24 5件) 要望等に関する処理要領 (平成19年10月1日実施)		
	行政評価	第18条	1	市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果をわかりやすく公表しなければなりません。	行政評価の実施及び行政評価調書の公表(H23～)	防府市自治基本条例ができたことで見直しをしたり、新たに取組んだ項目はあるか。	第14条以降の条項は、行政運営をするうえで盛り込むべき事項として市民参画懇話会から提出いただいております。それを踏まえ条例として可決された。これらは、条例ができたからではなく、条例施行前からほとんどのものは取り組んでいた。
			2	市長等は、行政評価の結果を政策等に速やかに反映させるよう努めなければなりません。	行政評価の結果を基に各課において事業内容の見直しを行う		「基本条例」なので元々行っていたことを規定している。防府市自治基本条例に基づいて何かを劇的に変えるということではなく、足りない部分を整備していくということ。新しい取り組みとなる行政評価については、防府市自治基本条例と平行して準備はしていたが、施行に伴い公表に踏み切った。PDCAサイクルは庁内ではやっていた。ただ、今公表している内容は必要に応じて見直す。

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
	行政手続	第19条	1	市長等は、市民等の権利や利益の保護に資するため、行政手続に関し共通する事項を定め、行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図らなければなりません。	各課備え付けの審査基準、処分基準の整理指導等 H24年度 法務推進課設置		
			2	行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。	行政手続条例(平成9年4月1日施行)		
	法令遵守	第20条		市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。	課題解決に向けて各課への支援を実施 顧問弁護士への法律相談の実施 不当要求防止責任者講習の実施 H24年度 法務推進課設置		
	公益通報	第21条	1	市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため、速やかにその事実を通報しなければなりません。	報告件数 0件		
			2	公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。	防府市職員等公益通報実施要綱(平成18年4月1日)		
	政策法務	第22条		市長等は、市民ニーズや地域の課題に対応するため、法令を自主的かつ適正に解釈し、運用するとともに、条例及び規則の整備に努めるなど、政策法務を推進するものとします。	法務推進課による条例及び規則の審査等 新規に制定された条例の件数 H21 3件、H22 6件 H23 3件、H24 19件	防府市自治基本条例とその他の条例や規則との整合性をチェックしているか。 チェックしていくことで条例の良し悪しは蓄積されていく。 防府市自治基本条例は行動指針だと思うが、他の条例と照らし合わせて問題点があれば見直していかなければならない。専門の課ができたのなら、表などで逐一チェックをしていくべき。 平成24年度に条例制定件数が19件に突然増えているのはなぜか。	条例や規則の適法性や妥当性を考えて、審査している。今後も既存の条例や規則等との適合性を強く意識してチェックしていく。 防府市自治基本条例は、個別の条例や規則のあり方を考える上で、大きな基準になるので意識して審査をしなければならぬ。個別の条例を考えると、防府市自治基本条例のあり方の問題も出てくるかもしれないので双方向があり得ると思う。 そういったことをシステマチックにできないかと考えており、やり方についても今後考えていく。 平成24年度に地域主権改革があり、権限委譲や義務付け・枠付けの廃止により増えた。国の法律の基準が、政令・省令に定めてあり、行政はそれに基づいて執行しなければならないが、それまで国で一律に決まっていた基準の一部を、自治体が地域の実情に応じて柔軟に決められるようにするため、県や市の条例で自主的に定められるようになった。それにより、平成24年度の19件中、地域主権改革によるものが13件、それ以外のものは6件となった。
	危機管理	第23条		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	防災危機管理専門官の配置(H22～) 災害対策本部体制や情報伝達体制の見直し(H22) 防災訓練の実施(H22～) 国民保護計画の見直し(H23)		

章		見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
						県及び市町相互間の災害時応援協定書の締結(H23)		
						市民防災の日特別講演会の開催(H23～)		
第8章	財政	財政運営	第24条	1	市長は、中長期的な財政計画を策定するとともに、財源を効率的かつ効果的に活用し、健全な財政運営に努めなければなりません。	従前の「中期財政見通し」に分析項目を追加、今後の財政運営方針を示した「中期財政計画」を策定、公表	税収が高くなった時、都市計画税は何に使うか告知されていたか。	都市計画税は都市計画施設の整備が目的で、道路や公園、公共下水などの施設の整備に使用するのが原則である。
						「予算編成方針」の公表		
						施策の重点化を図るとともに、不断の行財政改革により財政の健全化を堅持する		
						2	市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な活用に努めなければなりません。	
						公有財産、基金、債権及び出資による権利の年度末残高の報告		
						公有財産台帳を整備(3年に1度実地調査を実施)		
						売却可能な公有財産は必要に応じ財産処分審議会へ諮問し処分	国のように赤字で売却をしたことはあるか。	土地に関して言えば、土地の値段に変動はあるものの顕著な例はない。土地開発公社があり先行取得されているが基本的に黒字で赤字は出していないと思う。
							建物等を建てる時に、建てた人の名前やかかった費用を分かるように明記すると、建てる時慎重になり抑止力にもなる。	
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第25条	1	市長は、市民等にわかりやすい財政状況に関する資料を作成し、公表しなければなりません。	当初・補正予算の概要、成果報告書、財政の健全性に関する指標、財務書類をホームページで公表		
						執行状況等を年2回(11月・5月)、市役所掲示板と市広報に掲載		
				2	財政状況の公表について必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市財政状況の公表に関する条例(昭和39年4月1日施行)		
第9章	参画及び協働の推進	参画の推進	第26条	1	市長等は、市民等の参画について、その制度を充実させるとともに、市民等が参画しやすい環境を整備しなければなりません。	市民等への周知(市広報、ホームページ、出前講座等)	参画と協働について、市民同士で意見を共有しているなど反応はあるか。	パブリックコメントやアンケートは提出された意見の件数や回答率は数値化して反応を示すことはできる。審議会等の公募委員については審議の内容により公募が増えない現状がある。これは反応が少ないというよりは身近な案件でなかったことが理由と考えられる。参画及び協働の周知については市から行政情報の提供として市広報で周知し意見をいただいている。参画の広がりや度合い、参画の手法に対する効果を計るのは難しい。
							「防府市自治基本条例」や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」について友人に聞いてみても、あまり知らないし関心もない。そのような人たちが大部分だと思う。その中でどう市民に広げ積極的に参画と協働に取り組むようにできるか、自分自身が難しいと思っている。	
							平成25年4月1日から「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が施行され、第10条に「参画の手法」が規定されている。これらの手法が具体的にどのような形でしに取り入れられてくるかが大事になってくる。公聴会等やワークショップにより、市民の参画の機会が広く設けられることになったので、そこがこれからの大事なポイントになると思う。	

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
						市民にどんな風に情報を示したら興味を持ってもらえ、知っていただけるかが課題。市役所の会議も分かりやすく対象となる人の目線で情報発信がされたらいいと思う。	
						テレビ放送で午前中に「防府市からのお知らせ」があるが、テレビはラジオより見る確率が高いと思うので、働いている人などが見られない平日の昼間より早朝や夕方、夜にやるといいと思う。	放送時間は決まっています。変えるのは難しい。
						ケーブルテレビで放送されている「防府ほっとライン」の著作権はどこにあるか。	著作権は市に有り、2次利用については番組放送期間終了の翌月以降にインターネットでの視聴を含む利用ができる。
						市に著作権があればホームページに掲載するなど2次利用ができる。映像による広報を重視する自治体も増えており、広報の重要な手段になっている。防府市では以前実施したアンケートで、インターネットから行政情報を得ている人が数十パーセントと少なかったという結果がでたことがある。また防府市の全小中学校が4月1日からコミュニティスクールに移行したが、そのことを知っている住民は非常に少なく、身近な取組みさえも周知されていない状況である。行政や学校からの情報を地域の方に周知、認知してもらう取組みは、行政が仕組みを考え、一歩踏み込んだ周知、認知を図っていく取組みをしていかなければならない。	
						防府市の参画のメイン手法を1つに絞り、参画を促す工夫を自然にやっていると次世代もついてきて、防府市の参画の手法が出来上がると感じた。	
						放課後子ども教室のように、地域の方が参画し取組んでいくことが大事だと思う。地域コミュニティを単位とした参画と協働の啓発について、市として何か取組んでいるか。	「防府市参画及び協働の推進に関する条例」については、現在公民館に集まれる地域住民の方を対象に、生涯学習課の出前講座という仕組みを利用している。地道な取り組みだが来年度も継続して取組んでいく。
						防府市でフェイスブックの取組みはされているか。情報を掲載したら自動的に発信されるので強制的に情報発信ができると思う。	観光振興課が始めたばかり。
						地域協働支援センターではフェイスブックはやっていない。いい情報をより広く知ってもらうことはいいことだが、なりすましなどもあるので、防府市で全面的に始めるにはまだ検討の余地があると思う。	
						一長一短はあるが強力なアピール手段にはなると思う。	
						市民に周知を図り、理解、共通認識を持ってもらうためには思い切った取組みをする必要があると思う。特に学校教育の中で取り上げてもらうことは重要で、行政側から社会科の教材の一つとして、パブリックコメントの制度について中学校・高校の授業の中に入れてもらうなど、市職員が出向いてアピールすることが必要。行政がどんどん出て行かなければ、共通理解、認識ができていけないので、行政のこれからの方向性が大事になってくる。	
			2	参画の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定(平成25年4月1日施行)		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
	意見聴取	第27条	1	市長等は、特に重要な条例の制定又は改廃及び特に重要な計画の策定又は改廃をしようとするときは、広く市民等の意見を求め、市民等から提示された意見を十分に考慮するとともに、その意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。	パブリックコメントの実施 H22 6件、H23 8件、H24 7件  アンケートの実施 H22 3件、H23 1件、H24 2件  審議会等の開催	実施は毎年同じくらいの件数だが、提出された意見の件数が急速に減っている理由はなにか。	専門的な案件だと意見が少なく、身近な案件だと意見が多いというように、案件の中身によって件数は左右される。平成22年度は「防府市自治基本条例」127件、「第四次防府市総合計画」29件と、この2案件に対する意見が非常に多かった。
			2	意見聴取の手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定(平成25年4月1日施行)		
	審議会等の運営	第28条	1	市長等は、審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	平成21年度に「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱」制定併せて「同指針」を策定し「公募の必要性」を明記し、啓発  公募委員の数 H21 1,069人中35人 3.3% H22 1,057人中39人 3.7% H23 984人中31人 3.2%	公募委員の数が減っているように見えるが、公募委員を募集する審議会等の数自体が減っているのか。  審議会等の件数は分かるか。	審議会を立ち上げる時期や任期が来て再公募する時期などが重なると数が増えるので平成21年度は多くなった。資料の数字から参画の進捗を読み取るのは難しい。  年度 公募委員のいる 審議会等の数 割合 審議会等の数 H21 12 98 12.2% H22 13 98 13.3% H23 12 96 12.5%
						「その一部を市民から公募」とあるが、一部の割合はどれくらいか。それぞれの審議会の特性に応じて違うと思うが適正な割合は。資料にある3%はどうか。	審議会の内容によって違い、3%は結果の数値である。協議内容により半数が公募委員で占めるものと学識経験者や各種団体、専門家などいろいろな視点からの構成で組織されるものもあり、必ずしも公募委員の枠を確保できないものもある。  公募委員を含まない専門家だけの委員会もあり、この3%という数値は公募委員数を全委員数で除したもので、決して少ないということはいえない。委員会の内容により公募への応募が募集人数に満たない場合もあるが、積み重ねていき、数を増やしていきたい。  平成25年度総務部で所管する審議会等のうち公募委員がいるのは、行政改革委員会が4人、防災会議は平成24年度は0だったのが4人と増えている。
						防府市は公募委員については敏感で、防災会議の公募委員4人の中に女性が2人も入っている。このように敏感に動いている市町は県内にはないと思うのでいいと思う。	防災会議の委員については、条例で公募委員は4人以内、そのうち男性2人以内と規定している。
						昼間にある委員会は、決まった方が応募される場合が多いと思う。より幅広い市民が応募できる取組みがあったらいいと思う。	
			2	審議会等の会議は、原則として、公開するとともに、その会議録を公表するものとします。	「防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱」と「同指針」により毎年啓発		
			3	審議会等の委員の公募その他必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定(平成25年4月1日施行)		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
	住民投票	第29条	1	市長は、市政の運営上の重要事項について、住民投票の実施の請求があったとき、又は自ら住民投票の実施を発議したときは、住民投票を実施しなければなりません。	住民投票実施 0件	住民の意思の反映については、直接民主主義の方が強く反映される。住民投票で決めた結果が最優先され、それに対し、市長や市議会が意見や行動をするべきと思うので、この条文は主従が逆になっている気がする。	まだ全国で10例ほどしかないときに「防府市住民投票条例」を制定したが、住民投票の結果をそのまま有効とする条例はなかったと思う。また、地方自治法の中で首長、市議会の権限が謳われており、その権限を越えるのはいかがかというのがある。地方自治法の範囲の中で首長、市議会の制約を設け、代わりに発議は市民、市議会、市長ができるとしている。
						住民の反対意見が多いとき、それを無くせる権力を持っている人がいると住民投票に結果が出せなくなり、民主主義の危機だと思ふ。住民の意見が最大のテーマであり大事なものだと思う。もう少し踏み込み規制する力を持たなければ、住民投票をしても住民の意思が希薄にされてしまうように感じる。	「防府市住民投票条例」の制定過程において、議会と市長で議論され、政治家として住民の意見は絶対に無視できないという前提で話がなされた。
			2	住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市住民投票条例 (平成18年12月1日施行)		
	協働の推進	第30条	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。		市の予算で組み立てられている事業の中にも、市民活動支援センターや団体など市民と協働するといった事業になるものもあると思う。早く具体的に市民に情報提供をされるようになるという。周南市では前からそのような事業を行っており、手を挙げられた市民活動団体に指導もして、いいものを作っている。	
						協働事業に関する進捗状況はどうか。	「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の検討委員会において、条例制定前から市が行っていた協働の実例を資料として提示している。協働事業提案制度については、制定された条例には、市民等及び市長等が協働による事業を相互に提案するための制度と記載されており、行政の視点だけではなく市民の参画のもと、公募委員を募った上で具体的に制度化していく。この協議会の検討終了後「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の推進機関を立ち上げる予定。現在、予算を伴わなくてもできる協働はできるものから手がけていくが制度として実際に運用し、事業化していくのは仕組みが構築されてからになる。
						子育てに関することをとってみても、市長部局、教育委員会などいろいろなどところに関連の行政窓口がある。行政そのものが横の連携をしっかりと、市民と参画や協働するとさらに予算の効率的な活用ができると思う。参画と協働は進みつつあるので、行政相互間の協働も考えてほしい。	
						ボランティアに関して実例を挙げると、社会福祉協議会のボランティアセンターと教育委員会の生涯学習課と市民活動支援センターの3本の柱が連携をしており、協働のきっかけとなっている。母子保健推進員が新生児のいる家に相談や新生児育成のため訪問されており、その際、社会福祉協議会が絵本を提供している。行政がいかにセールスマンになれるかが協働の推進に結びつくと思う。	
			2	市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。	情報の提供等、側面的支援の実施	地域コミュニティと市民活動団体の活動を両輪として協働が進むといい市になると思う。地域コミュニティはこれから再編を進めることになると思うが問題について自治会や社協などの各団体で認識が難しく、これまでの活動がどう変わっていくのかわからないために話が前に進まない状況である。各地域で見本を参考にして独自のまちづくりをしていくことが理想だと思うが、地域コミュニティを進めるには一方通行の「周知」ではなく「理解活動」を行い、いかに市民等の理解につなげるかだと思う。	
					防府市地域協働支援センターへの指定管理者制度の導入(H21～)		
			3	協働の推進について必要な事項は、別に条例で定めます。	防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定(平成25年4月1日施行)		

章	見出し	条	項	条文	取組み状況	意見・質問等	左記に対する説明・回答
第10章	その他	第31条	1	市議会及び市長等は、国及び山口県と対等な関係の下で、協力と連携に努めるとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行うよう努めるものとします。	(市議会) 意見書を国・県に提出 (H22 5件、H23 5件、H24 2件)		
				市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	(市長等) 国・県に対する政策・制度の改善等の提案・要望(毎年提出)		
	2	市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	災害関連の応援協定、観光協定の締結等				
	条例の見直し	第32条		市長は、この条例の施行後四年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。	防府市自治基本条例推進協議会の設置、開催(第1回 3/21)		
附則				この条例は、平成二十二年四月一日から施行します。			